

第 1 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年1月10日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹
教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(12月13日~1月10日分)について
6. 附議事件 議案第 1号 公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
議案第 2号 七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正について
議案第 3号 七飯町立学校管理規則の一部改正について
議案第 4号 七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正について
議案第 5号 七飯町共同学校事務室設置要綱の制定について
7. 閉 会 午後5時00分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與 田 敏 樹

委 員 菅 沼 由 美

調整者 三 浦 啓 輔

別紙

- 與田教育長 : 定刻より前ですけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和5年第1回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。
改めまして、新年あけましておめでとうございます。
- 全員 : (おめでとうございます)
- 與田教育長 : 今年もひとつよろしくお願ひします。
- 全員 : (どうぞよろしくお願ひします)
- 與田教育長 : 早速、着席にて進めさせていただきます。
まず、会議録署名委員でございますが、本日は菅沼委員にお願いをいたします。よろしくお願ひします。
では、次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告、12月13日から1月10日までの分ということで、本日お配りさせていただきました内容につきまして御説明させていただきます。
まず、昨年12月13日、令和4年最後の定例教育委員会議を開催しております。
15日、教育委員の皆さん方にも御参加いただきましたが、「夢のあるまち七飯町～七飯町長と「夢」を語る～」ということで、町内各中学校と七飯高校の生徒の代表による、七飯町の将来と自分たちの夢についてのプレゼンテーションが行われました。非常にすばらしい内容だったと思います。本日から道の駅によって、この内容について展示をしております。ありがとうございます。
15日から16日、北海道教育庁義務教育課長が来られまして、七重小学校、七飯中学校の視察をして、その後、学校の管理職員に対する講話を行っております。
それから、17日土曜日、ちょっと早いクリスマス「子どもクリスマスのつどい」を開催しております。親子19組47名が参加をしております。
それから19日、学校に対して匿名を希望している方から、クリスマスの行事としてお菓子詰合せ100個の寄贈がありました。寄贈者の希望によりまして、12月23日に峠下小学校と藤城小学校に配布をしております。
それから20日、令和4年度北海道学校給食コンクール最優秀賞の受賞ということで、七飯町産のエゾシカ肉と福田農園の王様しいたけを使用した「エゾシカハンバーグ」等のメニューが、全道のコンクールの中で最優秀賞をいただいたということでございます。
それから、次のページになります。
21日、定例校長会議を開催しております。七つの事項について情報提供を行っております。
それから23日、定例教頭・主幹教諭会議を行っております。校長会議と同様の情報提供を行っております。
それから、26日月曜日、小・中学校及び義務教育学校の2学期の終業式が行われまして、翌日から冬期休業に入っております。なお、始業式につきましては、今月16日月曜日からとなっております。
1月7日、南渡島消防事務組合七飯消防出初式が役場の駐車場で行われております。
それから、8日、七飯町二十歳の集いということで、成人年齢が18歳に下がったことから、『二十歳の集い』ということで名称を変えまして、20歳になった方々のお祝いをしております。181名が参加をしております。

以上で、令和4年12月13日から令和5年1月10日までの教育行政動向について報告をさせていただきました。質問、御意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

全員

: (はい)

與田教育長

: ありがとうございます。では、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（12月13日～1月10日分）につきましても、報告済みとさせていただきます。

続きまして、4、附議事件。

議案第1号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、併せて関連しますので、議案第2号七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正についてを事務局より提案説明をお願いします。

教育総務課長

: それでは、私から、議案第1号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、まず御説明申し上げます。

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定することについて議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料により御説明申し上げます。資料の1を御覧ください。

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の概要でございます。

1の制定内容として、令和4年12月8日開催の令和4年第4回七飯町議会議定例会において可決した公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、今回、この規則を提案するものでございます。

2の改正内容として、下に記載の9本の規則に規定する年末年始の休日を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改めるものでございます。

九つの規則としては、(1)大沼多目的会館設置条例施行規則。

(2) 南北海道大沼婦人会館条例施行規則。

(3) 七飯町勤労青少年ホーム設置及び管理運営に関する条例施行規則。

(4) 七飯町農村環境改善センター設置及び管理運営に関する条例施行規則。

なお、この(3)、(4)の2施設については、大中山コモンの施設のことでございます。

次に、(5)招致外国語指導助手の就業に関する規則。

(6) 七飯町外国語講師の就業に関する規則。

(7) 七飯町文化の森生涯学習施設条例施行規則。

この文化の森の規則については、対象施設が文化センターと歴史館の2施設になります。

(8) 大川コミュニティセンターの管理運営に関する規則。

(9) 七飯町林業研修センター設置条例施行規則。

この林業研修センターについては、婦人会館に併設している施設でございます。

以上、九つの規則でございます。

次に、3の施行期日として、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページからは、対象規則の新旧対照表を添付してございますので、御覧、御確認いただきたいと思っております。

簡単ではありますが、提案説明は以上でございます。

- 生涯教育課長 : それでは、続きまして、議案第2号、七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正について、私のほうから提案説明を申し上げます。
七飯町図書室設置及び利用要綱の一部を改正する訓令を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。
提案説明に係る改正内容につきましては、別添の議案関係資料で御説明いたしますので、資料2を御覧願います。
1の改正理由でございますが、議案第1号と同様、令和4年12月に開催されました令和4年第4回定例会において、公共施設等の年末年始休日を変更する条例の制定が可決したことに伴い、七飯町図書室、こちらにつきましても年末年始の休日を変更するため、七飯町図書室設置及び利用要綱の一部を改正するものでございます。
2の改正内容につきましては、記載のとおり「12月31日から翌年1月5日まで」、こちらの休日を「12月29日から翌年1月3日」、こちらに改めるものでございます。
3の施行期日としまして、この訓令は、令和5年4月1日から施行するものでございます。
次のページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照願います。
提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
- 與田教育長 : ただいま、議案第1号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、議案第2号七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正について、関連するというところで一括して提案説明を申し上げましたが、質問、意見、採決について、一つずつ行ってまいります。
まず、議案第1号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、質問、御意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第1号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定については、御承認いただいたものとさせていただきます。
続きまして、議案第2号七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第2号七飯町図書室設置及び利用要綱の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第3号七飯町立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第3号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明申し上げます。
このたび提案いたします七飯町立学校管理規則の一部改正につきましては、後に議案第5号で御提案いたしますが、共同学校事務室を令和5年4月1日付で新規設置することに伴い、併せて学校管理規則について条項を整備するものでございます。
それでは、資料3の七飯町立学校管理規則の一部を改正する規則の概要を御覧ください。
1の改正理由といたしまして、先ほどお話ししたとおり、学校における効率

的かつ効果的な事務処理体制の確立、事務処理機能の強化を図るため、共同学校事務室の新設に係る規則の整備を行うものでございます。

2の改正内容といたしまして、第2章「内部組織」の条文の最後に「共同学校事務室」を加えるものでございます。

3の施行期日といたしまして、この規則は、令和5年4月1日より施行するものでございます。

次のページには新旧対照表をつけておりますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : では、議案第3号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明申し上げます。御質問、御意見等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。議案第3号七飯町立学校管理規則の一部改正については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第4号七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正についてを事務局より提案説明をお願いします。

学校教育課長 : それでは、議案第4号七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正について提案説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正につきましては、七重小学校及び七飯中学校の通学区域において、以前に行われた住居表示の実施時に新たに住居表示が行われた一部の地域が記載されていなかったことから、それを追加し、修正を行うものでございます。

それでは、資料4の七飯町立学校の校区に関する規則の一部を改正する規則の概要を御覧願います。

1の改正理由につきまして、先ほど御説明しましたとおり、町立学校の校区について、記載が漏れている区域があったことから規則の整備を行うものでございます。

2の改正内容といたしまして、別表内、七重小学校及び七飯中学校の通学区域に「鳴川4丁目」及び「鳴川5丁目」を追加するものでございます。

3の施行期日といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : では、議案第4号七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正について提案説明申し上げます。御質問、御意見等ございますでしょうか。

加屋本委員 : すみません。鳴川4丁目、鳴川5丁目というのは、以前は何という町名だったところですか。

與田教育長 : 学校教育課長。

学校教育課長 : 住居表示前は、字鳴川町です。

加屋本委員 : 字鳴川町ですね。

学校教育課長 : 鳴川町で整備されていたところを、順次、1丁目、2丁目、3丁目と整備していったら、その次に4丁目、5丁目という形で、住居表示を行ったところで、恐らくそのときにこの規則を改正すべきところを改正が漏れたのだというところで、遅れながら整備させていただいたところですので、よろしく願いいたします。

加屋本委員 : すみません、関連して、地図上では、4丁目、5丁目という表示は、現時点ではあるのですか。

- 学校教育課長 : 現状としては、もう4丁目、5丁目にはなっておりますが、基本的にそういった例えば住居表示のデータは、地図会社のほうで要求してきますので、データが届き次第、随時新版になったときに直していると思われま
- 加屋本委員 : 分かりました。ありがとうございます。
- 與田教育長 : では、ほかにございますか。大丈夫ですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : では、議案第4号七飯町立学校の校区に関する規則の一部改正については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。
- 学校教育課長 : それでは、議案第5号七飯町共同学校事務室設置要綱の制定について、事務局より提案説明をお願いします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第5号七飯町共同学校事務室設置要綱の制定について、提案説明申し上げます。
- このたび提案いたします、七飯町共同学校事務室設置要綱の制定につきましては、七飯町内の学校事務職員の業務において、令和5年4月1日より共同学校事務室を新規設置するための七飯町共同学校事務室設置要綱を次のとおり制定するものでございます。
- それでは、資料5の七飯町共同学校事務室設置要綱の概要を御覧ください。
- 1の制定理由でございます。学校の組織運営体制における基幹的職員である総務・財務等に通じた専門職である事務職員について、事務を共同処理することにより、事務職員の育成のほか事務処理の効率化などを図ることを目的に、令和5年4月1日より共同学校事務室を設置するため、今回、新たに要綱を制定するものでございます。
- 2の制定内容でございます。共同学校事務室の新規設置に伴い、共同学校事務室の趣旨、設置目的及び効果、組織、業務内容等について必要な事項を定めるものでございます。
- 3の施行期日として、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。
- 提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。
- 與田教育長 : では、議案第5号七飯町共同学校事務室設置要綱の制定について、提案説明を申し上げました。質問、御意見等ございますでしょうか。
- 山川委員 : この設置によって、随分効率的な運営をなされると思うのですけれども、イメージとして、今、それぞれの学校にいるところもないところもあると思うのですけれども、置かれていた職員が、今度は一同に集まって事務処理を行うような形になって、各学校には事務職員はいなくなるということなのか。
- 学校教育課長 : こちらについては、まず国のほうの考え方としては、イメージなのですけれども、学校事務の共同実施ということで、日常は各学校で勤務している学校事務職員が、週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務業務を共同で行うというのが国のイメージしている共同学校事務室です。七飯町につきましては、現在いる学校事務職員は、そのまま基本的にはその各学校の業務を行う。集まるというのは週1回程度で、集まって、例えば情報交換を行ったり、そういったことをイメージしております。例えばなのですけれども、ほかの学校の業務を行うに当たっては、基本的に、今までは無理でした。自分の学校の業務を行うのが基本なので、他の学校にちょっと業務の処理に行くということは、基本的にはできなかつたものなのですけれども、共同学校事務室を設置することで、その辺がほかの学校の業務を行うことができ

る。例えば、繁忙期であれば、就学事務ですとか、いろんな手続とかを、ほかの学校の事務職員が手伝うことも可能になった、そういうことでございます。ただ、最終的には、学校事務というのは基本的に学校に1人だったもので、例えば新規に七飯町のほうに入ってきた新規採用であったり、そういったときに、今までフォローがなかなか難しかった。今後、こういう制度を取ることによって、例えばベテランの事務職員がフォローをしたりすることで、事務職員も、孤立化というか育成というか、そういったものに対応することができるのかなというところが趣旨とさせていただければと思います。

- 山川委員 : その中で、室長という方が置かれることとなりますけれども、事務に係る人員としては、全体として1人、2人増えるということか。
- 学校教育課長 : 現在、七重小学校に共同学校事務室を設置予定です。現在、七重小学校には、事務加配によって1名おります。
- 山川委員 : 事務のほうで加配なのですね。
- 学校教育課長 : この共同学校事務室によって、現在の加配のほうがなくなって、代わりにこの共同学校事務室で1名加配。学校の事務職員としては変わらない形です。室長については、基本的には学校長が室長になりますけれども、要綱の中では、室長補佐として、その事務職員を任命することができますので、基本的にはこれまでどおり、事務の方が事務を司る形になると思います。
- 信夫委員 : いいですね。新卒で入ってきたときに、先生方だとお互いが先生だから分かるのですよ。けれども、事務のことは教えられないし、逆に事務は先生とかにお世話になって聞くほうだったので、何かそういう意味では、新人の事務職員が入ってきたときには、すごくいいなという気はしますよね。
- 学校教育課長 : メリットはやはりそこですね。
- 信夫委員 : ですね。本当に。
- 学校教育課長 : 今まで、学校長の許可がないと基本的には他の学校に行けませんし、行っても基本的には手伝ったりはできなかったものが、共同学校事務室であれば基本的に制度上、実際やるかどうかは別としても、互いにスムーズにその辺フォローできるような形になりますので、整備したような形になります。
- 加屋本委員 : よろしいですか。法的にこうして整備されればいいのかと思います。というのは、私らもずっと現場を見てきて、事務職はやっぱり今、信夫委員がおっしゃられたとおり、若い人が初めて来るとね、やっぱり大変なのですよ。私らも教えられないし。過去のほとんどの町村、市町村では、事務職サークルというのを独自につくって、学校のいろんな部会を含めて、人一倍そのサークルは一生懸命やっているのですよ。それでもやっぱり若い事務職員たちはしょっちゅう電話かけて、ベテランの方に聞いたりということがあったので、こういう場が法的にきちっと整備されて、週1回でも集まって、色々聞けるというのは、とてもいいことではないかなというふうに思います。昔はこういうのがなかったからね。分かりました、ありがとうございます。
- 與田教育長 : では、ほかにございませぬ。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。
議案第5号七飯町共同学校事務室設置要綱の制定については、御承認賜ったものとさせていただきます。
以上、本日用意をした附議事件については、全て承認をいただきました。
これをもって、令和5年第1回定例七飯町教育委員会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

